

◎公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

(令和三年五月一九日法律第三八号)

一、提案理由 (令和三年三月一〇日・衆議院内閣委員会)

○平井国務大臣

…………… (略) ……………

次に、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

この法律案は、デジタル社会形成基本法案に定めるデジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、デジタル化等による公的給付等の受取手続の簡素化、迅速化を進めるため、各行政機関等が行う公的給付の支給等に利用することができる預貯金口座を、内閣総理大臣にあらかじめ登録し、行政機関等が当該預貯金口座に関する情報の提供を求めることを可能とするものです。あわせて、緊急時等の公的給付の支給を実施するための情報について個人番号を利用して管理できることとする等により、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施を図ることを目的とするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、預貯金者は、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる一の預貯金口座について、オンラインにより、又は金融機関の窓口等を通じ、内閣総理大臣に申請をして、その登録を受けることを可能とすることとしております。

第二に、行政機関等は、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要なときは、登録された預貯金口座に関する情報について、内閣総理大臣に対し提供を求めることを可能とすることとしております。

第三に、行政機関等は、個別の法律の規定によらない公的給付のうち、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの、経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものとして内閣総理大臣が指定するものの支給を実施しようとするときは、当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理することを可能とすることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

…………… (略) ……………

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いを申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告 (令和三年四月六日)

○木原誠二君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する

法律案は、預貯金者が、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる一の預貯金口座の登録を受けることを可能とするとともに、行政機関等が公的給付の支給を実施しようとするときは、登録された預貯金口座に関する情報について個人番号を利用して管理することを可能とする等の措置を講ずるものであります。

……………（略）……………

各法律案は、去る三月九日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、翌十日平井国務大臣から趣旨の説明を聴取した後、十二日から質疑に入りました。十八日に参考人から意見を聴取するとともに、二十四日に総務委員会との連合審査会を開会し、さらに、三十一日には菅内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど慎重に審査を重ね、四月二日質疑を終局いたしました。

……………（略）……………

次に、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

……………（略）……………

なお、五法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和三年四月二日）

（デジタル社会形成基本法（令三法三五）の附帯決議と一括して掲載）

三、参議院内閣委員長報告（令和三年五月一二日）

○森屋宏君 ただいま議題となりました五法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案は、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座をあらかじめ登録できることとするとともに、一定の公的給付の支給を実施するための基礎とする情報について個人番号を利用して管理できることとする等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、五法律案を一括して議題とし、総務委員会との連合審査会を行い、参考人から意見を聴取したほか、内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、これまでのＩＴ政策の総括、デジタル庁設置の意義と今後の展開、デジタル人材の育成・確保策、デジタルデバイドへの対応策、個人情報保護とデータ活用のバランス、個人情報保護条例の取扱い、個人情報保護委員会の体制及び権限、マイナンバーの活用の在り方と給付金支給の迅速化、押印、書面の見直しの意義と課題等ではありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民の小沼委員よりデジタル庁設置法案及び預貯金口座登録法案に賛成、他の三法律案に反対の旨、日本共産党の田村委員より五法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、五法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、五法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和三年五月一日）

（デジタル社会形成基本法（令三法三五）の附帯決議と一括して掲載）